

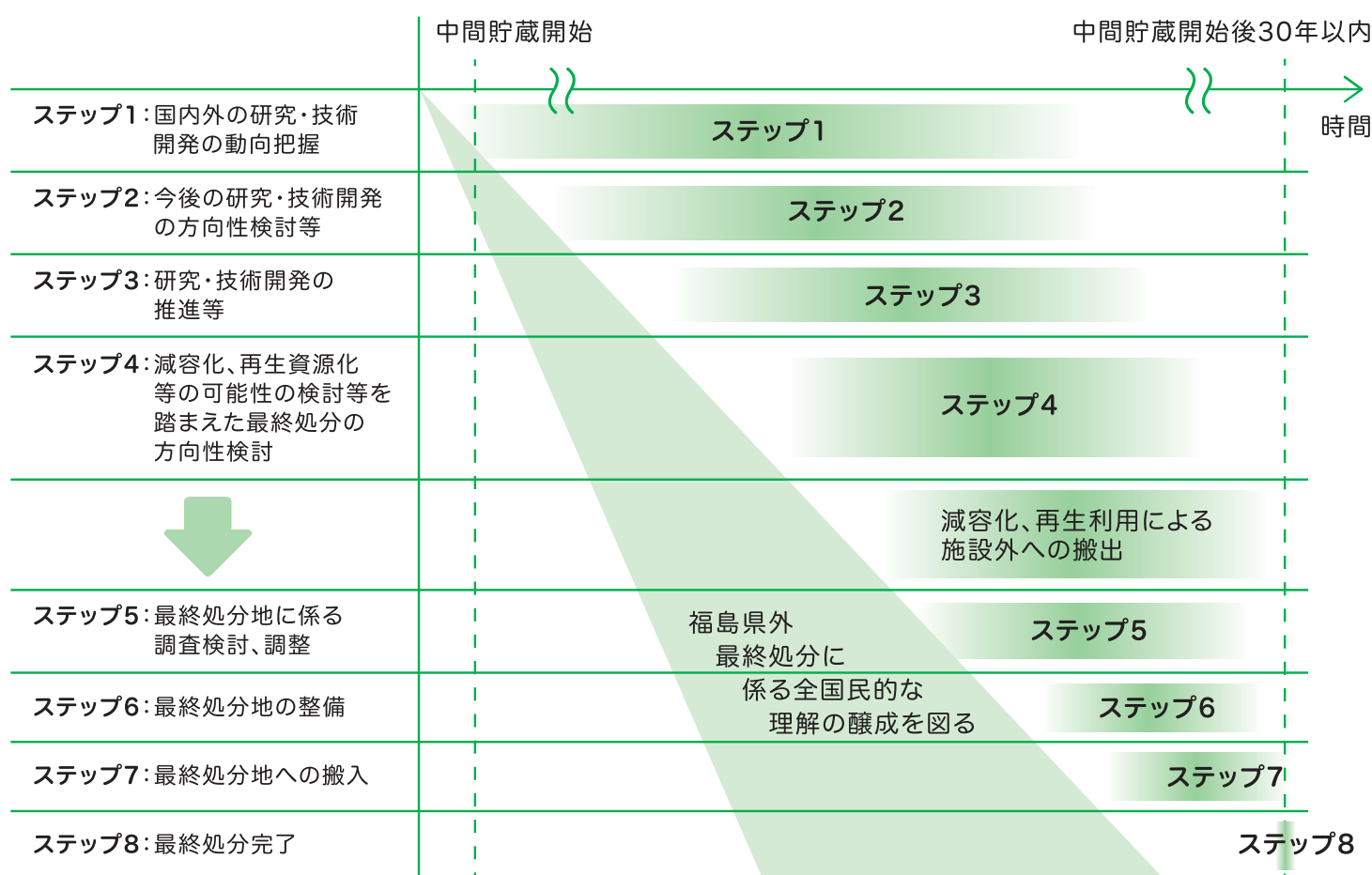
県外最終処分に向けた取組

■ 中間貯蔵施設内で管理・保管された土壌などは県外で最終処分します

- 福島県内の除染で生じた放射性物質を含む土壌などは、一旦、大熊町・双葉町に整備予定の中間貯蔵施設内において安全・集中的に管理・保管されますが、最終的には、福島県外で処分します。
- 最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）法において、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」旨、明らかにしており、国として責任をもってしっかりと対応します。

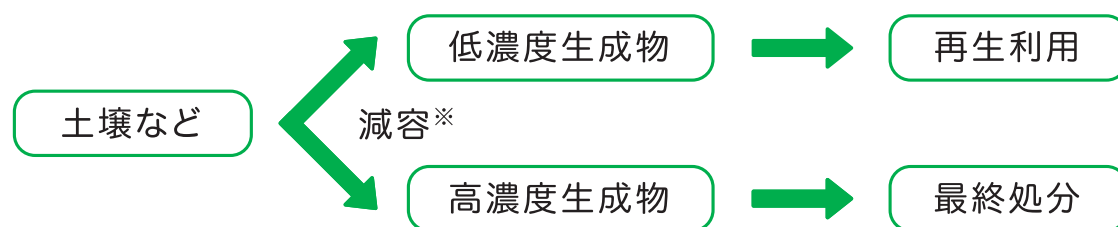
■ 福島県外での最終処分までの主な流れ

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップ（下図）に沿って取組を進めていきます。
- 具体的には、幅広く情報収集しながら、まずは研究・技術開発などの可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討などに取り組みます。
- 並行して、情報発信等を通じて、県外最終処分や減容化技術により発生する低濃度生成物の再生利用に関する全国的な理解の醸成を図ります。



■ 現在の取組状況（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会）

- 8つのステップに基づき、土壌の処理などに関する技術的な検討のため、専門家による検討会を設け、減容・再生利用に関する技術開発戦略や、再生利用に向けた技術的課題などについて検討を進めています（平成27年7月～）。



※減容: ふるい分け、化学処理、熱処理技術などを用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。